

午前九時三〇分開会

午前九時三〇分開議

○議長（谷重幸君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は9人です。定足数に達していますので、令和3年美浜町議会第1回臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

報告します。3番、谷口議員から欠席届の提出があり、本臨時会は欠席です。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、会議規則第126条の規定によって、5番、龍神議員、6番、碓井議員を指名します。

日程第2 会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（谷重幸君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日に決定しました。

日程第3 諸報告を行います。

本臨時会に提出された議案はお手元に配付していますが、事務局長から報告します。

○事務局長（井田時夫君） 報告します。

報告第1号 専決処分事項の報告（令和2年度美浜町一般会計補正予算（第10号））について、議案第1号 美浜町消防団の設置等に関する条例の制定について、議案第2号 令和2年度美浜町一般会計補正予算（第11号）について。

以上です。

○議長（谷重幸君） 町長提出議案は以上です。

次に、地方自治法第121条の規定によって本臨時会に説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しています。

これで諸報告を終わります。

日程第4 全議案の提案理由説明を求めます。町長。

○町長（藪内美和子君） おはようございます。

令和3年美浜町議会第1回臨時会に上程いたしました報告1件、議案2件について提案理由を申し上げます。

報告第1号は専決処分事項の報告（令和2年度美浜町一般会計補正予算（第10号））についてでございます。

本専決処分事項については、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ4億31,900千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を57億24,426千円とするものでござ

います。

それでは、歳入からご説明申し上げます。

6ページ、地方交付税、普通交付税は、財源調整によるものでございます。

寄附金、一般寄附金、ふるさと納税寄附金は、昨年12月のふるさと納税寄附金が大幅に増加したことによる追加でございます。

なお、専決日の前日1月24日現在、ふるさと納税の状況についてですが、件数16万7,034件、寄附金10億6,530千円でございます。非常にありがたく思っているところでございます。

次に歳出について申し上げます。

8ページ、総務費、総務管理費、一般管理費、職員手当等は、超過勤務手当の追加でございます。

役務費は、ふるさと納税返礼及び事務手数料を追加するものでございます。

昨年末に多額の寄附金が寄せられたことにより、返礼品等の予算が不足となるため、令和3年1月25日付で専決処分させていただきましたので、地方自治法第179条第3項の規定により議会に報告し、ご承認をお願いするものでございます。

議案第1号は、美浜町消防団の設置等に関する条例の制定についてでございます。

現在、美浜町消防団規則において定めています消防団の設置について、消防組織法では条例で定めることになっているため、本条例を制定するものでございます。

議案第2号は、令和2年度美浜町一般会計補正予算（第11号）についてでございます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ14,802千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を57億39,228千円とするものでございます。

それでは、歳入からご説明申し上げます。

6ページ、地方交付税、普通交付税は、財源調整によるものでございます。

国庫支出金、国庫補助金、総務費国庫補助金、新型コロナウイルス感染症対策費補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は追加でございます。学校保健特別対策事業費補助金は、小・中学校に保健衛生用品等を購入するための補助金でございます。

次に歳出について申し上げます。

8ページ、議会費、報償費の減額、旅費の減額は、新型コロナウイルス感染症予防のため、研修会等の中止によるものでございます。需用費は、議会報告会の中止により、議会だより臨時号を発行するための費用でございます。

総務費、総務管理費、文書広報費、需用費は、広報誌の印刷単価及びページ数の増加に伴う追加でございます。

新型コロナウイルス感染症対策費、委託料、経済対策人材派遣は、派遣会社を通じ産業建設課に1名事務補助員を配置するための費用でございます。負担金補助及び交付金、学校保健特別対策事業費補助金は、小・中学校に保健衛生用品等を購入するための費用でございます。

飲食業緊急応援給付金は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う外出自粛ムードの広がりから、依然として厳しい経営状況にある飲食業の皆様へ、引き続き事業が継続できるよう緊急支援策として給付金を交付するものでございます。

土木費、道路橋梁費、道路新設改良費、工事請負費は、町単独工事の追加によるものでございます。

教育費、社会教育費、社会教育総務費、負担金補助及び交付金、新成人特別給付金は、1月4日開催予定でありました成人式の延期に伴い、キャンセル料が発生した場合の費用を助成するのではなく、新成人を祝福する目的で1人10千円を給付するものでございます。

以上、本臨時会に提案いたしました報告1件、議案2件について、一括して提案理由を申し上げます。何とぞよろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（谷重幸君）** 日程第5 報告第1号 専決処分事項の報告（令和2年度美浜町一般会計補正予算（第10号））についてを議題とします。

本件について、細部説明を求めます。総務政策課長。

**○総務政策課長（野田佳秀君）** おはようございます。

報告第1号 専決処分事項の報告（令和2年度美浜町一般会計補正予算（第10号））について、細部説明を申し上げます。

本専決処分事項については、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ4億31,900千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を57億24,426千円とするものでございます。

それでは、歳入からご説明申し上げます。

6ページ、地方交付税、普通交付税1億68,100千円の減額は、財源調整によるものでございます。

寄附金、一般寄附金、ふるさと納税寄附金6億円の追加は、昨年12月のふるさと納税寄附金が大幅に増加したことによる追加でございます。

次に歳出について申し上げます。

8ページ、総務費、総務管理費、一般管理費、職員手当等1,900千円の追加は、ふるさと納税の事務処理を担当課以外に、各課の職員にも協力していただいたことなどによる超過勤務手当の追加でございます。

役務費4億30,000千円の追加は、ふるさと納税返礼及び事務手数料を追加するものでございます。主な要因は、県内の各市町村と協定を結び、返礼品の拡充が図られたことなどによるものでございます。

昨年末に多額の寄附金が寄せられたことにより、返礼品等の予算が不足となるため、令和3年1月25日付で専決処分させていただきましたので、地方自治法第179条第3項の規定により議会に報告し、ご承認をお願いするものでございます。

以上で、細部説明を終わります。よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 7番、9ページのところですが、職員手当で超過勤務が1,900千円、常識的に考えて600時間か数百時間だろうと思いますが、この辺は大体まあどれぐらいの時間で、残業に携わった方一人頭どれぐらい、労働がどのようになったのかというのをお聞きしたいのと、それよりもまず最初に、町長の提案理由説明のところでは10億を超したと、すばらしいことで、皆さんのご努力というか、ご尽力に深く感謝をしておきます。その点と、もう一点は、これで総予算が57億、8億、財源調整などを含めても年度末にはほぼ60億というような数字になってこようかと思って、それで、町長のご意見を聞きたいなとは思ったんですが、よく考えてみますと、このふるさと納税の10億とコロナ関係7億、8億、9億、そうすると、普段どおりの40億強の結局は予算規模だったのかなと。そんな先の話も聞いて何ですが、そういう見通しも踏まえて、もしご意見が賜れるのであれば、少し触れていただけたらと思います。お願いします。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。

まず、超過勤務手当1,900千円についてでございます。

まず、ふるさと納税の事務処理については、12月末までは総務政策課の職員でどうか対応のほうをしてきたところでございます。年明けまして1月4日には、ワンストップ特例申請の受付の郵便が1万7,000件ほど届きました。その後、毎日のように2,000件、3,000件と届いていったような状況でございます。それでは業務に支障が出るということで、各課の皆様にご協力いただきまして、どうか1月の末にはワンストップ特例の業務のほうを終了したといったところでございます。

各課の皆さんにご協力いただいたということで、超過勤務手当というのでも発生してございます。参考までになんですけれども、1月のふるさと納税の超過勤務手当についてですが、正職員で43名、時間にしますと680時間、続いて、会計年度任用職員11名で75時間、こだけ超過勤務手当が発生したといったところです。各課の皆さんについては、各課の費目において超過勤務手当というのを予算計上しておりますが、そこで支給をすると不足が生じます。そういったところで、総務のほうの一般管理費でまとめて支給をさせていただくということで、今回1,900千円の予算を追加補正のほうをさせていただいたといったところでございます。

ふるさと納税の今後の見通しといったところでございますけれども、何分令和2年度におきましては、当初の目標金額というのが2億円ございました。それをはるかに上回る10億円オーバーと、5倍以上といった非常にありがたいふるさと納税の寄附金を頂いたところでございます。

令和3年度以降につきましても、引き続き返礼品の強化はじめ、各市町村との協定、またリピーターの皆さんが、また美浜町でふるさと納税をしていただけるように、担当課といたしましては努力していきたいと思っております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 谷議員にお答えいたします。

谷議員おっしゃるとおり、私もこの予算規模につきまして、査定をするたびに上がってくるこの予算の総額を見まして、それでも、今回この10億円という形と、新型コロナウイルスの交付金等も今回も頂いておりますので、本当にこういうものかなというふうな感じを受けておりました。こういうふうにするさと納税が伸びてくれて予算が上がってくるということは、本当にいいことですので、今後も頑張っていきたいと思っております。

それと、谷議員も感謝申し上げますと言っていたんですが、私も本当に職員が頑張ってくれたことに感謝しているところです。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） すばらしい成績なので、何を言うんじゃないんですけれども、ただ、今のご答弁にあったように、正職員が43名で680時間、会計年度任用職員のほうが11名で75時間と大きな時間であります。しかも、この上には管理職さんの算定というのは含まれていないですよ。いずれにしても、職員の方に過重とは申しませんが、大きな労働をしていただいたと。ですから、そのあたり健康管理というか勤怠管理というか、十二分にさせていただいているのか、質疑ですのでということと、それと前回に比べて同僚議員の一般質問か質疑の中で、新システムの導入が云々というようなことも、町長ご答弁されていましたが、超過勤務が1,900千円も払うのであれば、当然費用対効果もそれを十分ペイできる数字だと思いますので、その辺の見通しについてもお答えしていただければと思います。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。

職員の健康管理についてでございます。

それは、任命権者として一番に健康というのは考えていかなければならないといったところでございますし、今後も職員の健康管理には十分留意していきたいと考えているところでございます。

2点目のシステムの導入についてでございます。

以前、北村議員の12月の一般質問の中で答弁のほうをさせていただいたんですけれども、システムの導入関係については一部委託ということで考えているといった答弁のほうをさせていただいたところでございます。

しかし、1月以降のワンストップ特例申請の受付の状況を勘案いたしますと、一部委託では非常に通常業務に支障を来します。といったところで、令和3年度の予算におきましては、ワンストップ特例申請については全部委託したいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件を承認することに賛成の方は、挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、報告第1号 専決処分事項の報告（令和2年度美浜町一般会計補正予算（第10号））については、承認することに決定しました。

日程第6 議案第1号 美浜町消防団の設置等に関する条例の制定についてを議題とします。

本件について、細部説明を求めます。防災企画課長。

○防災企画課長（大星好史君） おはようございます。

議案第1号 美浜町消防団の設置等に関する条例の制定について、細部説明申し上げます。

現在、美浜町消防団規則において定めております消防団の設置について、消防組織法では条例で定めることとなっているため、本条例を制定するものでございます。

以下、条文に沿ってご説明申し上げます。

第1条は、本条例の趣旨についてございまして、消防組織法第18条第1項の規定に基づき、消防団の設置、名称及び区域について定めてございます。

第2条は、美浜町に消防団を設置し、名称を美浜町消防団、区域を美浜町の区域全域とするものでございます。

附則といたしまして、本条例は公布の日から施行いたします。

以上で、細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） この設置の条例というのが、その消防団の設置というかその決め事の最上位だと思いますが、ただ、その後、その消防団とこういう構成でとか、こういう役割でとか云々とか、普通、規則への委任規定とかあるのかなと思いますが、そういうのはなくって、これはこれだけでいいんですか。そういう単純な疑問なんですけど、消防団の名前と全域だけでその内容というのは何か、今までの規則があるからなのか分かりませんが、それだとそれへの委任規定というのが必要になるのではないのかなと思ってお聞きします。

○議長（谷重幸君） 防災企画課長。

○防災企画課長（大星好史君） お答えいたします。

まず、消防団の組織についてですけれども、現在、美浜町の条例において、美浜町消防団条例というのがございます。そこについて、団員の役職であったり組織について定めております。この部分についてはいろいろなやり方がございまして、本町のように設置条例だけを設置するところと、この美浜町消防団条例の前文のほうにこれを挿入するところとございますので、本町の場合、消防団の設置条例を制定すると、それで服務あと団員については、組織については消防団条例のほうで記載するというようなことになっております。

○議長（谷重幸君） 8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） 今、関連してですけれども、この時期にこの形でこの条例に据え付けるとなった、今までもできる機会はあったかと思うんですけれども、ここにきてつけるということになったのはどういうことですか。

○議長（谷重幸君） 防災企画課長。

○防災企画課長（大星好史君） お答えします。

これ、お恥ずかしい話でございますけれども、議員おっしゃるとおり、これまでもそういうふうなところがあったのではないかとご指摘、十分我々も理解しております。というのは、今回この条例をお願いしたのは、外部からの情報提供がございまして、こういうふうな条例を定めなければならないというふうに消防組織法で定められておりますよというのが判明しましたので、今回条例を制定させていただいたところでございます。郡内の中にもまだこのままであるというところもございまして、県内の中でもまだ定めていなくて、規則だけのところというのもございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第1号 美浜町消防団の設置等に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第2号 令和2年度美浜町一般会計補正予算（第11号）についてを議題とします。

本件について、細部説明を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） 議案第2号 令和2年度美浜町一般会計補正予算（第11号）について、細部説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ14,802千円を追加し、補

正後の歳入歳出予算の総額を57億39,228千円とするものでございます。

それでは、歳入からご説明申し上げます。

6ページ、地方交付税、普通交付税1,398千円の減額は、財源調整によるものでございます。

国庫支出金、国庫補助金、総務費国庫補助金、新型コロナウイルス感染症対策費補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は15,000千円の追加でございます。

学校保健特別対策事業費補助金1,200千円の追加は、小・中学校に保健衛生用品等を購入するための補助金でございます。補助率は2分の1でございます。

次に、歳出について申し上げます。

8ページ、議会費、報償費50千円の減額、旅費1,050千円の減額は、新型コロナウイルス感染症予防のため、研修会等の中止によるものでございます。

需用費150千円の追加は、議会報告会の中止により、議会だより臨時号を発行するための費用でございます。

総務費、総務管理費、文書広報費、需用費200千円の追加は、広報誌の印刷単価及びページ数の増加に伴う追加でございます。

新型コロナウイルス感染症対策費、委託料、経済対策人材派遣232千円の追加は、派遣会社を通じ、産業建設課に1名事務補助員を配置するための費用でございます。

負担金補助及び交付金、学校保健特別対策事業費補助金2,400千円の追加は、小・中学校に保健衛生用品等を購入するための費用でございます。1校当たり800千円でございます。

飲食業緊急応援給付金11,700千円の追加は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う外出自粛ムードの広がりから、依然として厳しい経営状況にある飲食業の皆様へ、引き続き事業が継続できるよう緊急支援策として給付金を交付するものでございます。交付額・交付対象・交付要件等は、お手元にお配りしています資料のとおりでございます。

土木費、道路橋梁費、道路新設改良費、工事請負費500千円の追加は、町単独工事の追加によるものでございます。

教育費、社会教育費、社会教育総務費、負担金補助及び交付金、新成人特別給付金720千円の追加は、1月4日開催予定でありました成人式の延期に伴い、キャンセル料が発生した場合の費用を助成するのではなく、新成人を祝福する目的で1人10千円を給付するものでございます。

以上で、細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） まず1点、この飲食業緊急応援給付金、これは上限300千円かつまた給付金合計からすると、最大だと39件になるのかな。このような数になったのはなぜかをご説明願えますか。



○議長（谷重幸君） 産業建設課長。

○産業建設課長（河合恭生君） 39件の根拠についてでございます。

交付要件にありますように、調理した飲食料品が店舗内の客席で飲食されていること、それから食品衛生法における許可を有していること、この観点から導き出されたものでございます。

お手元にお配りさせていただいている資料の3ページ目の下段ですけれども、飲食店等の食品営業許可数が美浜町内の存在する店舗でいきますと、71件の許可が出ているところでございます。その中から、飲食業の許可というのは自動販売機の設置であっても許可を有するということとなりますので、そういったものを除外していきます。また、先ほど申し上げました71件につきましては、他市町の方が町内で飲食店舗を有しているというところも含まれておりますので、その他市町の事業者の方々の分を除いていきますと、まずは39件というところで見込んでいるわけでございます。

しかしながら、私どもが見えていない部分の飲食業の方がいらっしゃるかも知れません。逆に、この導き出しました39件の中で、この条件に該当しない個人事業者の方もあるかも知れませんが、調べられる範囲、想定されるところで39件という件数を設定させていただいた次第でございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 件数のほうはよく分かりました。

その300千円にした根拠というか、その金額の決定のをお願いします。

○議長（谷重幸君） 産業建設課長。

○産業建設課長（河合恭生君） すみません、300千円が妥当なのか500千円なのか、はたまた150千円なのかというところは非常に難しいところでございます。

一つに、私どもこれまでの間、幾つかの事業者の方々への支援策をやってまいりました。その中で、令和2年の3月、4月、5月のそれぞれの月の売上げが前年同月比で幾ら出ているのかということも、そういう基準に基づいて制度したものがございました。その中で、例えば、令和2年3月、4月、5月のそれぞれの月で、飲食業がどれだけ減少しているかという中で、例えばある店舗については、令和3年は対前年度同月比で1,200千円ぐらい、4月についても1,000千円以上、5月では800千円、そういう飲食業の方々もいらっしゃれば、同じ前年同月比でいきますと210千円であったり、十数万円であったり400千円であったり、結局のところは、そのお店の規模、それから内容等々によって減少額というのはなかなか幅が広いものだと感じました。

そういった中で、なぜ300千円なのかということなんですけれども、これが正しいのかどうか分かりませんが、一つの私の考え方といたしまして、売上げの減少が500千円しました。そこから、原価率といいますか上がりといいますか、40%控除すると手元に残るのが60%、いわゆる500千円の60%、300千円と、そういうよう

な考え方で設定させていただいたところでございます。

しかしながら、その考え方が正しいのか、また300千円で妥当なのか500千円なのか1,000千円なのか100千円なのかというところは、非常に難しいところでございますけれども、考えられる範囲の中でそういうところを根拠にして、300千円を上限にそれぞれの事業者の減少額を見させていただいて、それに応じた金額を給付させていただくと、そのように考えさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） 今、ご説明あったことにちょっと関わるんですけども、ここの交付要件のところ、令和2年12月及び令和3年1月での営業実績を踏まえて比べているということなんですけれども、一昨年の状況から、この前のほかの制度であれば、一昨年の状況からと去年のケツを比べて、それで支援額を決めたと思うんですけども、実質、一昨年の状況から昨年の状況で随分と厳しい経営になってたと思うんですけども、そのままの状態での1年間厳しいままで来てやると思うんですね。そういう中で、この令和2年と令和3年とを比較した中で、この交付要件と決めたということについてちょっと理由をお聞きしたいと思うんですけども。

○議長（谷重幸君） 産業建設課長。

○産業建設課長（河合恭生君） お答えさせていただきます。

まず、令和2年の1月と令和1年の12月をなぜ比較対象にしたのかというところの御質問かと思えます。

ちょうど1年前の今頃から、新型コロナについての影響がじわじわと現れ、それ以降緊急事態宣言というようになってきた経緯がある中で、令和1年の12月、それから令和2年の1月につきましては、まだ大きな新型コロナの影響が、飲食業界には多少あったかも分かりませんが、まだ大きな影響ではなかったのかなというふうに考えまして、比較対象を令和1年の12月と令和2年の1月に設定させていただいたところでございます。

○議長（谷重幸君） 9番、繁田議員。

○9番（繁田拓治君） ふるさと納税について、お伺いたします。

これ、10億で聞きましたんでやったという感じを受けております。町長も町が財政厳しいんで、まずお金をためてからというようなことを言われておりましたんで、大変うれしいことであると思えます。

そこですけれども、ちょっと二、三質問します。

まず、歳入のところの交付金があるんですけども、これがどれぐらいの割合で、どういう形でこの15,000千円というのを割り当てていただいたんかということ、これ一つ。

それから、歳入、歳出、それから事務手数料とかこれを引いて10億も頂いたんですけども、それ実質どれぐらいの利益が我が町に上がっているのか。ていいますのは、美浜

町からもよそへ寄附された方もあろうかと思えますけれども、これはうれしい悲鳴なんですけれども、そこら辺どのぐらいかなというのをちょっと知りたいのと。

それから、学校保健の補助金の中で、1校800千円相当と言われましたけれども、これは何を購入した1校当たりの値段かというのも、そこら辺もよろしくお願いします。

○議長（谷重幸君） 教育課長。

○教育課長（太田康之君） 学校保健の特別対策事業費補助金2,400千円の1校当たり800千円、どういうものを購入するのかということですが、まずは消毒液であったりとか、非接触型の体温計であるとか、大きなものでいうと学校側からは自動水栓とか、空気清浄機が欲しいよというようなことも伺っております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。

ふるさと納税10億円に対しまして、どんだけ実質的な収入があるのかといったご質問もございました。担当課で見込んでいる数値につきましては、10億円に対しまして3億80,000千円から4億円ぐらいというふうに見込んでいるところでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 6番、碓井議員。

○6番（碓井啓介君） 新成人特別給付金ですか、このところなんですけれども、延期という形になっているんですけれども、今後の見通しというのはどうなっているのかなというのをちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（谷重幸君） 教育課長。

○教育課長（太田康之君） 今回、延期という形で今の状況でいくと5月2日にしたいと考えています。ただ、その後どうするかというようなことなんです、方針といたしまして再延期はしない、ここで中止ということで決定しております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 今の新成人特別給付金、先日、全員協議会で若干ご説明もいただきましたが、その対象に関して、ちょっとあの文章では理解し難かったので祝福の意図ということであれば新成人全てに、押しなべて全員にそれこそ平等に給付されるのか。それと、祝福の目的であれば次年度以降はどうなるのか、そのあたりお聞かせください。

○議長（谷重幸君） 教育課長。

○教育課長（太田康之君） まず、この祝い金というような形で給付金のことなんです、これは、1月4日の延期に伴った形ということで今年度のみということ。来年度以降は考えていないということです。

それと、対象者というところなんです、今、美浜町内12月28日現在という線で引いております。その中で、美浜町内に在住している方が64名です。そのほか13名が町

外に住所を置いている方です。その町外に住所を置いている方のうち、5名の方が家族等も町外にあるという方を除いております。よって、64名の町内の在住者と、町外に住所はあるけれども家族が町内におる方の8名を加えた72名に対して給付するという事です。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） ではそのご本人が今町外にいらっしゃる、家族も町外にいらっしゃる5名さん。で、それはなぜ省くのか、そもそも13名というリストアップした中には、その5名は入っているわけですよね。なのに、町外にいらっしゃる13名の要は当初のリストでは77名ですよね、それで13名が町外で、かつ家族も町外へ行ったから町外って。そのあたりどういう理由でそうなったのか、もうちょっと何か理解できへんねんけれども、お願いします。

○議長（谷重幸君） 教育長。

○教育長（塩崎善彦君） お答えさせていただきます。

まず、この成人式への正式な案内というのは、いわゆる町内に住所を置かれている64名です。そして慣例的に言えば、美浜町でかつて生活したことがあると、同級生なり知り合いも多いということで、この13名の方というのは美浜町に住所はないんやけれども、出席したいということで申出があったということです。

そして、その中でこの13名の中でどう考えるかということなんですけれども、とにかく美浜町の成人式へ出席したいという方全員に給付するということもあるんですけれども、そうなりますと、この趣旨から言えば、美浜町の成人の祝い金という趣旨からすると、若干外れてくるのではないかなということです。

今はもう、例えば履歴書を書くときには、郷里という項目はないですけれども、それは人権に配慮してということだと思います。でも、かつては現住所、そして郷里という欄があったというふうに思うんです。それは、ここに家族の方なりがまだおられると、そこに盆、暮れには戻ったりすると、そういう意味であったんかなと思うんですけれども、そんなところも考えながらこの基準は決めなければなりませんので、全員給付するというわけにもいかないかなという中で、やっぱり貴重な税金をお預かりして、その中で支給させていただくという中でこういうことにさせていただいたわけでございます。

ですから、繰り返しになりますけれども、正式にという言い方があれなんですけれども、町として案内を出すのは現在美浜町に住所を置かれている64名、残りの方については、希望があって美浜町の成人式に出席したいという方、これは周辺でもそうなんですけれども、慣例的にそういう方については出席を認めているということになるかと思えます。その中で、この13名支給するに当たってはどうかという中で、やっぱり郷里というんですか、という該当する方に絞らせていただいたと、そういうことでございます。ちょっと説明うまいことできたかどうか自信ないんですけれども、そういうことござい

ます。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 少しきつい言い方をしますが、説明でならしっかりしてください。

それと、今度案内を送るのが64名だと、でも、そもそも延期に伴うことで祝福の目的でという、1月4日の会に関しては、そのときもう64名にしか案内は送っていないわけですか。送っていないのか。でも、そのせっかく祝福の目的でというような事案で、金額の大小を言うとちょっと語弊はありますが、祝福するんであればこの5名、1割にも満たない、そこだけを省いて祝福にはケチがつくという表現が悪いですけども、何かその気持ちが阻害されるようなていうのが一般的な方は、あまり感情のことを言うたらあきませんが、私としては少しは考え、質疑でこんなことを言っちゃいけないんでしょうけれども、そのような形にならないもんかねというのが一般の考え方だと思うんですが、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（谷重幸君） 教育長。

○教育長（塩崎善彦君） ちょっと説明不足で申し訳ございません。

その64名ていうのは、この1月4日に向けての案内ということでございます。ですから、今回5月2日に先ほど課長のほうから延期する予定というふうに申しあげましたけれども、その中には、この13名参加したいという、その希望をもう分かっておりますので、この13名にも案内はする予定でございます。

それから、この5名ということについては、課の中でもいろいろ考えました。で、本当に美浜町に出席したいっていうのであれば、それで参加できなかったんだから全員にという、そういう選択肢として考えたわけなんですけれども、先ほども申しあげましたように、やっぱり事務局としましては、税金を使わせてもらう以上、フリーに支給ってということについては理解をしていただけない要素もあるんじゃないかということで、絞らせていただいたということでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 2番、高野議員。

○2番（高野正君） 教育長もお分かりだと思うんですけども、町外の今の5名の方というのはね、恐らく松洋中を卒業されていると、だから出席したいと。松洋中を卒業しているということは、親御さんがそれまで税金を払ってくれていると。決して税金の無駄遣いしているわけじゃない、それ相応に皆さん平等に出席してくださいよということやと思うんですよ。で、今、町外に住んでおられるんでこの10千円を除外します。それね、ちょっと違うんちゃうんかなと。やっぱり出席しようかというその気持ちを、あんたら除外ですよと言われたときの気持ちね、何かちぐはぐになりません。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 高野議員にお答えいたします。

先ほどから教育長も答弁しておりますように、本当に教育委員会、それから私も教育委

員会の教育長たちと協議いたしました。13名の5名以外の方の住所が美浜町以外という方については、学生であったりとか、就職でどうしても向こうに移さなあかんとか、親御さんはこっちにいてるけれども、向こうにどうしても住所を移さなあかん方については、やっぱり64名の内に入れてあげなあかんわなという話から、やはり松洋中卒業してこちらへ出席したいというご希望で来てくれるんだけれども、それはあくまでも我々、出席していただいたら、みんなで記念品ももちろんお渡ししますし、だから、そういう意味ではそこは本当に議員さんとの思いの違いだったかもしれませんが、やっぱり私たちは今現在の税金を納めていただいている方に対しては、やはりしていかないといけないねというお話になったということでございます。

○議長（谷重幸君） ほかありませんか。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第2号 令和2度美浜町一般会計補正予算（第11号）については、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

執行部の皆さんは、執務にお戻りください。改めてご参集を連絡します。

議員の皆さんについては、10時40分再開とします。

午前十時二十七分休憩

—————・—————

午前十時四〇分再開

○議長（谷重幸君） 再開します。

私、先ほど諸般の都合により、副議長に議長の辞職願を提出いたしました。許可していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○副議長（高野正君） 議長を交代します。

ただいま、谷重幸議員から議長辞職願が提出されましたので、私が議事を進めてまいります。どうぞよろしくお願い致します。

お諮りします。

この際、議長辞職についてを日程に追加し、追加日程第10として直ちに議題にしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○副議長（高野正君） 異議なしと認めます。したがって、議長辞職についてを日程に追加し、追加日程第10として直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第10 議長辞職についてを議題とします。

地方自治法第117条、除斥の規定によって谷重幸議員の退場を求めます。

（谷重幸議員退場）

これより、事務局長が辞職願を朗読します。

○事務局長（井田時夫君） 令和3年2月12日。

美浜町議会 副議長 高野正様。

美浜町議会 議長 谷重幸。

辞職願。

このたび諸般の都合により議長を辞職したいから、許可されるようお願い出ます。

以上です。

○副議長（高野正君） お諮りします。

ただいま議題となっております議長辞職については、質疑、討論を省略の上、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○副議長（高野正君） 異議なしと認めます。したがって、議長辞職については直ちに採決することに決定しました。

これから採決します。この採決は、起立によって行います。

谷重幸議員の議長辞職を許可することに賛成の方は、起立願います。

○議員 （起立多数）

○副議長（高野正君） 起立多数です。したがって、谷重幸議員の議長辞職を許可することに決定しました。

除斥の議事が終了しましたので、谷重幸議員の除斥を解除します。

（谷重幸議員入場）

谷重幸議員に申し上げます。ただいま議長辞職の願い出については、願い出のとおり許可することに決定されましたから、告知します。

ただいま議長が欠員となりました。

お諮りします。

この際、議長選挙についてを日程に追加し、追加日程第11として直ちに選挙を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○副議長（高野正君） 異議なしと認めます。したがって、議長選挙についてを日程に追加し、追加日程第11として直ちに議題とすることに決定しました。

しばらく休憩します。

午前十時四十五分休憩

—————・—————

午前十時四十六分再開

○副議長（高野正君） 再開します。

追加日程第11 議長選挙についてを議題とします。

お諮りします。

選挙は投票で行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○副議長（高野正君） 異議なしと認めます。したがって、選挙は投票によって行います。

ただいまから議長選挙を行います。

議場出入口の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

ただいまの出席議員数は9人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に龍神議員、森本議員を指名します。

投票用紙を配付します。

（投票用紙配付）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

○議員 「ありません」

○副議長（高野正君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名で行います。

投票用紙に被選挙人の氏名記載の上、議席番号1番議員から順次投票願います。

（投票）

投票漏れはありませんか。

○議員 「ありません」

○副議長（高野正君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

ただいまから開票を行います。

龍神議員、森本議員、開票の立会いをお願いします。

（開票）

選挙の結果を報告します。

投票総数9票。これは、先ほどの出席議員数に符合しています。そのうち、有効投票8票、無効投票1票です。有効投票のうち、谷重幸議員5票、谷進介議員3票。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は2票です。したがって、谷重幸議員が議長に当選されました。

選挙が終わりましたので、議場出入口の閉鎖を解除します。



（議場閉鎖解除）

ただいま、議長に当選されました谷重幸議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

当選人から就任の挨拶を許可します。

○議長（谷重幸君） 再び、議長にご推挙いただきましたこと、改めて感謝を申し上げます。

またこの間、様々な気苦勞もおかけしたことと思います。おわびと感謝を改めて申し上げます。

議長として、議会の役割、議会のスムーズな運営に努めるとともに、行政の監視等、議会の努めをしっかりと果たしていく所存でございます。

改めて、皆さんの協力をお願いをいたしまして、挨拶とさせていただきます。

○副議長（高野正君） これをもちまして、議長選挙を終わります。

新議長、議長席にお着きください。

○議長（谷重幸君） しばらく休憩します。

再開は11時5分とします。

午前十時五十六分休憩

———・———

午前十一時〇五分再開

○議長（谷重幸君） 再開します。

ただいま、高野正議員から副議長辞職願が提出されました。

お諮りします。

この際、副議長辞職についてを日程に追加し、追加日程第12として直ちに議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（谷重幸君） 異議なしと認めます。したがって、副議長辞職についてを日程に追加し、追加日程第12として、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第12 副議長辞職についてを議題とします。

地方自治法第117条、除斥の規定によって、高野議員の退場を求めます。

（高野議員退場）

これより、事務局長が辞職願を朗読します。

○事務局長（井田時夫君） 令和3年2月12日。

美浜町議会 議長 谷重幸様。

美浜町議会 副議長 高野正。

辞職願。

このたび諸般の都合により副議長を辞職したいから、許可されるようお願い出ます。

以上です。

○議長（谷重幸君） お諮りします。

ただいま議題となっております副議長辞職については、質疑、討論を省略の上、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（谷重幸君） 異議なしと認めます。したがって、副議長辞職については直ちに採決することに決定しました。

これから採決します。この採決は、起立によって行います。

高野議員の副議長辞職を許可することに賛成の方は起立願います。

○議員 （起立多数）

○議長（谷重幸君） 起立多数です。したがって、高野議員の副議長辞職を許可することに決定しました。

除斥の議事が終了しましたので、高野議員の除斥を解除します。

（高野議員入場）

高野議員に申し上げます。ただいま副議長辞職の願い出については、願い出のとおり許可することに決定されましたから、告知します。

ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りします。

この際、副議長選挙についてを日程に追加し、追加日程第13として直ちに選挙を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（谷重幸君） 異議なしと認めます。したがって、副議長選挙についてを日程に追加し、追加日程第13として直ちに議題とすることに決定しました。

しばらく休憩します。

午前十一時〇八分休憩

—————・—————

午前十一時〇九分再開

○議長（谷重幸君） 再開します。

追加日程第13 副議長選挙についてを議題とします。

お諮りします。

選挙は投票で行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（谷重幸君） 異議なしと認めます。したがって、選挙は投票によって行います。

ただいまから副議長選挙を行います。

議場出入口の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

ただいまの出席議員数は9人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に龍神議員、森本議員を指名します。

投票用紙を配付します。

（投票用紙配付）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名で行います。

投票用紙に被選挙人の氏名記載の上、議席番号1番議員から順次投票願います。

（投票）

投票漏れはありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

ただいまから開票を行います。

龍神議員、森本議員、開票の立会いをお願いします。

（開票）

選挙の結果を報告します。

投票総数9票。これは、先ほどの出席議員数に符合しています。そのうち、有効投票8票、無効投票1票です。有効投票のうち、碓井議員5票、北村議員3票。

以上のおりです。

この選挙の法定得票数は2票です。したがって、碓井議員が副議長に当選されました。

選挙が終わりましたので、議場出入口の閉鎖を解除します。

（議場閉鎖解除）

ただいま、副議長に当選されました碓井議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

当選人から就任の挨拶を許可します。

○副議長（碓井啓介君） 今回は、誠にありがとうございました。

皆様にもいろいろご迷惑をかけたかと思いますが、今後、議長を補佐し、町の円滑な議会運営に関与していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（谷重幸君） これをもちまして、副議長選挙を終わります。

しばらく休憩します。

午前十一時十六分休憩

————・————

午前十一時十七分再開

○議長（谷重幸君） 再開します。

正副議長の異動に伴い、議席の変更が生じました。

お諮りします。

この際、議席の変更についてを日程に追加し、追加日程第14として直ちに議題とした  
いと思いますが、これにご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（谷重幸君） 異議なしと認めます。したがって、議席の変更についてを日程に追  
加し、追加日程第14として、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第14 議席の変更についてを議題とします。

正副議長の異動に伴い、会議規則第4条第3項の規定により、議席の変更をしたいと思  
います。

議席については、1番議長、2番副議長にしたいと思います。

お諮りします。

ただいま着席の議席にご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（谷重幸君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま着席のとおり議席を変  
更することに決定しました。

議席番号と氏名を事務局長から報告します。

○事務局長（井田時夫君） 報告します。

1番、谷重幸議長、2番、碓井副議長、3番、谷口議員、4番、北村議員、5番、龍神  
議員、6番、高野議員、7番、谷進介議員、8番、森本議員、9番、繁田議員、10番、  
鈴川議員。

以上です。

○議長（谷重幸君） しばらく休憩します。

なお、11時半から全員協議会を開催したいと思います。会議室にご参集願います。

午前十一時十九分休憩

————・————

午後一時三〇分再開

○議長（谷重幸君） 再開します。

日程第8 常任委員会委員の選任についてを議題とします。

常任委員会委員の任期は、委員会条例第3条の規定により2年となっています。したが  
って、2月18日をもって任期満了となります。

常任委員会委員の選任につきましては、委員会条例第7条第4項の規定により、議長が

会議に諮って指名することになっています。

これにより指名します。

総務産業建設常任委員会委員に、龍神議員、谷進介議員、谷重幸議員、谷口議員、高野議員。

文教厚生常任委員会委員に、北村議員、森本議員、碓井議員、繁田議員、鈴川議員。

以上のとおり指名したいと思いますが、これについてご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（谷重幸君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました議員をそれぞれの常任委員に選任することに決定しました。

なお、任期の始めは2月19日です。

日程第9 議会運営委員会委員の選任についてを議題とします。

議会運営委員会委員の任期は、委員会条例第4条の2、第3項の規定により2年となっています。したがって、2月18日をもって任期満了となります。

議会運営委員会委員の選任につきましては、委員会条例第7条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっています。

これにより指名します。

議会運営委員会委員に、高野議員、繁田議員、谷口議員、北村議員、龍神議員、谷進介議員、森本議員、鈴川議員。

以上のとおり指名したいと思いますが、これについてご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（谷重幸君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました議員を議会運営委員会委員に選任することに決定しました。

なお、任期の始めは2月19日です。

しばらく休憩します。

午後一時三十三分休憩

————・————

午後一時三十三分再開

○議長（谷重幸君） 再開します。

ただいま、谷進介議員、繁田議員から、議会広報特別委員会委員の辞任願が提出されました。

特別委員会委員については、任期の規定がありません。辞任の許可については、委員会条例第12条第2項の規定により議会の許可を得なければならないとなっています。

お諮りします。

この際、この件を日程に追加し、追加日程第15、追加日程第16として直ちに議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（谷重幸君） 異議なしと認めます。したがって、議会広報特別委員会委員の辞任についてを日程に追加し、追加日程第15、追加日程第16として直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第15 谷進介議員の議会広報特別委員会委員の辞任についてを議題とします。  
地方自治法第117条、除斥の規定によって、谷進介議員の退場を求めます。

（谷進介議員退場）

これより、事務局長が辞任願を朗読します。

○事務局長（井田時夫君） 美浜町議会 議長 谷重幸様。

議会広報特別委員会委員 谷進介。

辞任願。

このたび諸般の都合により議会広報特別委員会委員を辞任したいので、許可されるようお願い出ます。

以上です。

○議長（谷重幸君） お諮りします。

本件は、申出のとおり辞任を許可することにご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（谷重幸君） 異議なしと認めます。したがって、谷進介議員の議会広報特別委員会委員の辞任を許可することに決定しました。谷進介議員の入場を認めます。

（谷進介議員入場）

谷進介議員に申し上げます。ただいま議会広報特別委員会委員の辞任の件については、願い出のとおり許可することに決定されましたから告知します。

しばらく休憩します。

午後一時三十六分休憩

—————・—————

午後一時三十六分再開

○議長（谷重幸君） 再開します。

追加日程第16 繁田議員の議会広報特別委員会委員の辞任についてを議題とします。  
地方自治法第117条、除斥の規定によって、繁田議員の退場を求めます。

（繁田議員退場）

これより、事務局長が辞任願を朗読します。

○事務局長（井田時夫君） 美浜町議会 議長 谷重幸様。

議会広報特別委員会委員 繁田拓治。

辞任願。

このたび諸般の都合により議会広報特別委員会委員を辞任したいので、許可されるようお願い出ます。

以上です。

○議長（谷重幸君） お諮りします。

本件は、申出のとおり辞任を許可することにご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（谷重幸君） 異議なしと認めます。したがって、繁田議員の議会広報特別委員会委員の辞任を許可することに決定しました。繁田議員の入場を認めます。

（繁田議員入場）

繁田議員に申し上げます。ただいま議会広報特別委員会委員の辞任の件については、願出のとおり許可することに決定されましたから告知します。

ただいま議会広報特別委員会委員2名が欠員となりました。

お諮りします。

この際、議会広報特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第17として直ちに議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（谷重幸君） 異議なしと認めます。したがって、議会広報特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第17として直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第17 議会広報特別委員会委員の選任についてを議題とします。

委員会条例第7条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することとなっています。

これにより指名します。

議会広報特別委員会委員に、碓井議員、龍神議員を指名したいと思います。

これについてご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（谷重幸君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました議員を議会広報特別委員会委員に選任することに決定しました。

お諮りします。

御坊広域行政事務組合議会議員、繁田拓治議員が2月1日に辞職願を提出し、組合議会議長より許可されたので欠員が生じてきました。

したがって、これを日程に追加し、追加日程第18として直ちに議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（谷重幸君） 異議なしと認めます。したがって、御坊広域行政事務組合議会議員選挙についてを日程に追加し、追加日程第18として直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第18 御坊広域行政事務組合議会議員選挙についてを議題とします。

選挙の方法について、お諮りします。

本組合議会議員の選挙については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選

にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（谷重幸君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

指名の方法については、議長において指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（谷重幸君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

本組合議会議員に谷進介議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名した谷進介議員を本組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（谷重幸君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました谷進介議員が本組合議会議員に当選されました。

御坊広域行政事務組合議会議員に当選されました谷進介議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により告知します。

これをもちまして、御坊広域行政事務組合議会議員選挙を終わります。

お諮りします。

御坊市外五ヶ町病院経営事務組合議会議員、谷進介議員が2月1日に辞職願を提出し、組合議会議長より許可されたので欠員が生じました。

したがって、これを日程に追加し、追加日程第19として直ちに議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（谷重幸君） 異議なしと認めます。したがって、御坊市外五ヶ町病院経営事務組合議会議員選挙についてを日程に追加し、追加日程第19として直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第19 御坊市外五ヶ町病院経営事務組合議会議員選挙についてを議題とします。

選挙の方法について、お諮りします。

本組合議会議員の選挙については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（谷重幸君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。



指名の方法については、議長において指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（谷重幸君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

本組合議会議員に北村議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名した北村議員を本組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（谷重幸君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました北村議員が本組合議会議員に当選されました。

御坊市外五ヶ町病院経営事務組合議会議員に当選されました北村議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により告知します。

これをもちまして、御坊市外五ヶ町病院経営事務組合議会議員選挙を終わります。

お諮りします。

日高広域消防事務組合議会議員、北村龍二議員が2月1日に辞職願を提出し、組合議会議長より許可されたので、欠員が生じてきました。

したがって、これを日程に追加し、追加日程第20として直ちに議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（谷重幸君） 異議なしと認めます。したがって、日高広域消防事務組合議会議員選挙についてを日程に追加し、追加日程第20として、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第20 日高広域消防事務組合議会議員選挙についてを議題とします。

選挙の方法について、お諮りします。

本組合議会議員の選挙については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（谷重幸君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

指名の方法については、議長において指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（谷重幸君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

本組合議会議員に高野議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名した高野議員を本組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（谷重幸君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました高野議員が本組合議会議員に当選されました。

日高広域消防事務組合議会議員に当選されました高野議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により告知します。

これをもちまして、日高広域消防事務組合議会議員選挙を終わります。

お諮りします。

御坊日高老人福祉施設事務組合議会議員、碓井啓介議員が2月1日に辞職願を提出し、組合議会議長より許可されたので、欠員が生じてきました。

したがって、これを日程に追加し、追加日程第21として直ちに議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（谷重幸君） 異議なしと認めます。したがって、御坊日高老人福祉施設事務組合議会議員選挙についてを日程に追加し、追加日程第21として直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第21 御坊日高老人福祉施設事務組合議会議員選挙についてを議題とします。

選挙の方法について、お諮りします。

本組合議会議員の選挙については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（谷重幸君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

指名の方法については、議長において指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（谷重幸君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

本組合議会議員に繁田議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名した繁田議員を本組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（谷重幸君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました繁田議員が本組合議会議員に当選されました。

御坊日高老人福祉施設事務組合議会議員に当選されました繁田議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により告知します。

これをもちまして、御坊日高老人福祉施設事務組合議会議員選挙を終わります。  
お諮りします。

和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員、龍神初美議員が2月1日に辞職願を提出し、広域連合議会議長より許可されたので、欠員が生じてきました。

したがって、これを日程に追加し、追加日程第22として直ちに議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（谷重幸君） 異議なしと認めます。したがって、和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙についてを日程に追加し、追加日程第22として直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第22 和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙についてを議題とします。

選挙の方法について、お諮りします。

広域連合議会議員の選挙については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（谷重幸君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

指名の方法については、議長において指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（谷重幸君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

本広域連合議員に龍神議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名した龍神議員を広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（谷重幸君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました龍神議員が広域連合議会議員に当選されました。

和歌山県後期高齢者医療広域連合事務組合議会議員に当選されました龍神議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により告知します。

これもちまして、和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙を終わります。

しばらく休憩します。

再開は1時55分です。

午後一時四十八分休憩

———・———

午後一時五十五分再開

○議長（谷重幸君） 再開します。

議会構成が全て決まりました。お手元に配付のとおりです。

以上で、本日の日程は、全部終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和3年美浜町議会第1回臨時会を閉会します。

午後一時五十五分閉会

お疲れさまでした。